

議会議案第2号

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

提出者

奈良市議会議員 浅川 仁

賛成者

奈良市議会議員 森田 一成

同 三浦 教次

同 中西 吉日出

同 岡田 佐代子

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の定数を定める条例（平成12年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「39人」を「36人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（提案理由）

市民の多様な声を市政に反映するには、人口、市域等に応じて一定の議員数の確保が必要である。しかし、本市では人口減少が確実に進行しており、また財政状況が一層厳しくなる中、議会は議事機関として、二元代表制のもと、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策提言等を行うという重要な役割を果たすとともに、財政健全化施策の一環として寄与することをも勘案して、次の一般選挙から議員定数を3人減員し、36人とすることを提案する。

(参考)

奈良市議会の議員の定数を定める条例（抄）

奈良市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により39人とする。